

# 非行少年の再出発に向けて

勝木 尚子

法務技官千葉少年鑑別所



私は、少年鑑別所に勤務して7年目になります。少年鑑別所とは、家庭裁判所から観護措置決定があった非行を犯した少年を一定期間収容し、非行に走るようになった原因や、今後どうすれば健全な少年に立ち戻れるかを、心理学、医学、教育学、社会学などの専門的知識や技術によって明らかにする法務省の施設です。こうした結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。少年たちに対して心理面接や心理テストを実施し、それぞれの少年の性格特徴を把握した上で、その鑑別結果通知書を作成することが私が行っている法務技官の主な仕事です。

非行少年には様々なタイプの人があります。現在、特に非行臨床の世界で注目されているのが発達障害の問題です。幼少のころから、落ち着きがない、忘れっぽいなどの問題行動、つまり発達障害の問題を抱えている少年が少年鑑別所に入ってくる少年の中にも多く見受けられており、これまで以上に正確なアセスメントと教育方針の助言を求められています。また、これまで学校では教師に注意されたり、クラスメイトから疎外されたりしてきた、いわゆる落ちこぼれの少年も少なくはありません。少年鑑別所では、こうした少年たちに対し、意図的行動観察と呼ばれる様々な課題を実施し、少年の優れた能力の芽を見つけ出し、どういう指導を加えれば、その少年の長所を伸ばしていけるか、または社会生活に役立てていけるかななどを法務教官とよく話し合い、その方法を常に探っています。

その他、一般の保護者の方々や地域の教育関係者などから少年の非行問題に関する相談を受けています。また、最近では、刑務所や拘置所などの行刑施設に出向き、成人受刑者のカウンセリングを行ったり、性犯罪などの重大な事件の再犯を抑止させるためにはどのような指導が効果的であるかを助言したりする仕事も増えてきています。

現在の仕事では、心理に関する様々な活動を求められています。人とのかかわり、援助することの基本的な心得など、昭和女子大学及び大学院における先生方から教わった知識や技術の基礎が私の仕事の支えになっています。

(1997年度生活文化研究専攻修士課程修了)